

柳川市の被災者支援制度一覧表

令和8年7月15日時点

【注】記載した制度は条件により該当しない場合や変更になる場合がありますのでご注意ください。

支援制度名	支援内容・要件	市窓口	問い合わせ先
り災証明	住家等の被害を証明。税減免や公的支援等を受けるための証明書を発行	総務課	柳川庁舎・総務課☎77-8153
り災届出証明	住家等及び動産の被害を証明。損害保険金請求等のための証明書を発行 ※家屋や動産の被災箇所の写真をできるだけ添付してください。	三橋市民サービス課 大和市民サービス課	三橋庁舎・市民サービス課☎77-8817 大和庁舎・市民サービス課☎77-8715
被害証明書 （農漁業災害）	農林漁業セーフティネット資金（災害資金）等の借入のための被害証明書の発行	農業振興課農政係 水産振興課水産振興係	農業振興課農政係☎77-8732 水産振興課水産振興係☎77-8752
▼以下の各種被災支援を受けるには「り災証明書」の添付が必要です。			
【生活再建支援】			
災害援護資金の貸付	災害により被災された方に、生活再建に必要な資金を貸し付けます。 ＜要件＞世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1以上の損害、住居の半壊・全壊等（所得制限あり）。 ＜貸付額＞要件の内容により150万円～350万円（利率は年5%）	福祉課障がい者福祉係	福祉課障がい者福祉係☎77-8514
災害弔慰金の支給	災害により亡くなられた方のご遺族に、弔慰金を支給します。 ＜支給額＞生計維持者が亡くなられた場合500万円 生計維持者以外が亡くなられた場合250万円		
県災害見舞金等の支給	災害により被災された方に、見舞金等を支給します。 ＜支給額＞住宅の全壊・流失＝10万円（1人世帯は5万円） 半壊＝5万円（1人世帯は2万5千円） 床上浸水＝3万円（1人世帯は1万5千円）		
母子父子寡婦福祉資金の貸付	災害により被災した場合に貸付。 ＜要件＞ひとり親家庭及び寡婦 ＜貸付限度額＞住宅資金等200万円（連帯保証人有は無利子、無は年1.0%） 各種貸付金の支払期間の猶予（1年以内は無利子）、据置期間の延長有。	子育て支援課児童家庭係	子育て支援課児童家庭係☎77-8522
高等学校等奨学金貸与制度	高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を含む）、高等学校専攻科（特別支援学校専攻科を含む）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に就学する被災世帯の生徒に対する奨学金の緊急貸与制度を実施。返還中の方への一定期間返還猶予制度もあります。	学校教育課教務係	〔貸与申請窓口〕各高等学校事務室 〔返還猶予相談窓口〕県教育文化奨学財団☎092-641-7326
教科書等の無償支給	住家が「床上浸水」以上の被害を受け、教科書等が流出又は使用不能となった小・中学校、高等学校等の児童・生徒に、教科書や教材、文房具、通学用品の現物を支給。上記以外でも通学途中や学校への浸水の場合も対象。 ＜支給内容＞（現物）教科書・副教材、（現物）文房具・通学用品		市教育委員会学校教育課教務係☎77-8863
マイナンバーカード・印鑑登録証等の再発行	災害で紛失したマイナンバーカードや市民カード、印鑑登録証については、再発行します。（費用負担はありません） ※り災証明書や官公署発行の顔写真付き証明書などが必要です。	市民課市民係	市民課市民係☎77-8472
【税や保険料等の減免等】			
市民税の減免	所有する住宅や家財について、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額は除く）が、その価格の30%以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、被害の程度や所得金額に応じて個人住民税を減免	税務課市民税係	税務課市民税係☎77-8453
固定資産税の減免	災害により家屋や償却資産などに被害を受けた場合に減免できる場合があります。	税務課固定資産税係	税務課固定資産税係☎77-8456
市税の納付猶予	住宅などの財産に被害を受けた納税者は、申請日から原則1年以内の期間に限り、市税を納付することができないと認められる金額を限度として納税を猶予します。（猶予期間中の延滞金は免除）	税務課収税対策係	税務課収税対策係☎77-8462
国民健康保険保険税の減免	所有する住宅や家財について、災害により受けた損害額（保険金又は損害賠償金により補填される金額を除く。）が、所有する住宅や家財の価格の30%以上被災された方で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、損害の程度や所得金額に応じて国民健康保険税を減免。	健康づくり課 国民健康保険係	健康づくり課 国民健康保険係☎77-8506
後期高齢者医療制度保険料の減免	被保険者の財産（住宅及び家財）が災害によって著しい損害を受けたことにより保険料の納付が困難になった方。 （保険金又は損害賠償金により補てんされる金額を除く）	健康づくり課 医療年金係	健康づくり課 医療年金係☎77-8503
国民年金保険料の免除	災害により住宅及び家財等に被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害がある場合に保険料を免除。 （保険金又は損害賠償金により補てんされる金額を除く）		
介護保険料の減免等	住宅や家財等に2割以上の損害を受けた場合は、損害の程度及び当該年中の世帯の主たる生計維持者の所得の見積額の状況により保険料を減免。 （保険金又は損害賠償金等により補填される場合はこれを考慮して決定） 保険料徴収猶予の制度もあります。	福祉課高齢者福祉係	福祉課高齢者福祉係☎77-8516 福岡県介護保険広域連合収納管理係092-981-907
介護保険利用者負担額の減免	住宅や家財等に3割以上の損害を受けた場合は、損害の程度により介護保険利用者負担額を減免。 （保険金又は損害賠償金等により補填される場合はこれを考慮して決定）		
児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	災害により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方は、その損害を受けた月から翌年の10月まで（特別児童扶養手当は7月まで）支給される児童扶養手当・特別児童扶養手当については、所得による手当額の支給制限を受けません。ただし、翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かった時は、特例で支給された手当を返還していただきます。	子育て支援課 児童家庭係	子育て支援課 児童家庭係☎77-8522

保育所保育料の減免	災害により住宅が著しく被災した場合に、保育料を減免。 ＜要件＞「全壊」又は「半壊」＝全額免除 「床上浸水」＝半額免除 ※保育料減額（免除）申請書に、り災証明書を添付。	子育て支援課 子育て支援係	子育て支援課 子育て支援係☎77-8523															
福岡県公立大学法人の授業料の減免	天災その他不慮の被害により、学費の負担に堪えられなくなった者について、授業料を減免。ただし、減免要件は大学によって異なります。	学校教育課教務係	各県立大学学生支援課															
水道料の減免	災害により、住家等が床上浸水又は床下浸水した世帯について、前年同期の使用水量と比べて増加水量分の料金を減免 1 か月分。	上下水道課料金係	上下水道課料金係☎77-8581															
下水道使用料の減免	災害により、住家等が床上浸水又は床下浸水した世帯について、前年同期の使用水量と比べて増加水量分の料金を減免 1 か月分。	上下水道課庶務経理係（下水担当）	上下水道課庶務経理係（下水担当）☎77-8585															
【住まいの確保・再建支援】																		
市営住宅一時使用許可制度	「床上浸水」以上の被害を受け、住まいに困っている被災者へ、市営住宅を 3 か月までの一時使用で提供。家賃、敷金は免除。光熱水費は自己負担。 ※市営住宅一時使用許可申請書を提出（り災証明書、誓約書等を添付）	建設課市営住宅係	建設課市営住宅係☎77-8542															
県営住宅一時使用許可制度	要件は、上記の柳川市営住宅に同じ。 ※県営住宅一時使用申請書を提出（り災証明書、住民票等を添付）	建設課市営住宅係	建設課市営住宅係☎77-8542 県営住宅課☎092-643-3739															
住宅の応急修理	住家が「半壊」以上の被災をし、自らの資力で応急修理ができない方など。 ＜支給内容＞台所、便所、風呂等日常生活に必要な最小限の部分の応急修理費用を 1 世帯当たり 75 万 7 千円以内で市が負担。 ※住宅の応急修理申込書（り災証明書、所得証明書等を添付）	建設課市営住宅係	建設課市営住宅係☎77-8542															
災害復興住宅融資	住宅金融支援機構では、災害からの復興支援のため、災害復興住宅融資の受付を行っています。 ①融資金利（全期間固定金利） 返済期間、加入する団体生命保険の種類等に応じて融資金利がことなります。また、融資金利は、原則として毎月改定します。 ◆団体信用生命保険に加入する場合 <table><tr><td>団体信用生命保険</td><td>返済期間 20 年以下</td><td>返済期間 21 年以上</td></tr><tr><td>新機構団信</td><td>年 1.45%</td><td>年 1.65%</td></tr><tr><td>新機構団信（ペア連生団信）</td><td>年 1.63%</td><td>年 1.83%</td></tr><tr><td>新 3 大疾病付機構団信</td><td>年 1.69%</td><td>年 1.89%</td></tr><tr><td>団信に加入しない場合</td><td>年 1.25%</td><td>年 1.45%</td></tr></table> ②融資限度額 建設：土地を取得する場合 5,500 万円 土地を取得しない場合 4,500 万円 購入：5,500 万円 補修：2,500 万円 ③お申込みいただくには 市が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。 ※詳細は住宅金融支援機構カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）にお問い合わせいただくかホームページでご確認ください。	団体信用生命保険	返済期間 20 年以下	返済期間 21 年以上	新機構団信	年 1.45%	年 1.65%	新機構団信（ペア連生団信）	年 1.63%	年 1.83%	新 3 大疾病付機構団信	年 1.69%	年 1.89%	団信に加入しない場合	年 1.25%	年 1.45%	総務課地域防災係	住宅金融支援機構カスタマーセンター（災害専用ダイヤル） ☎0120-086-353 住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）
団体信用生命保険	返済期間 20 年以下	返済期間 21 年以上																
新機構団信	年 1.45%	年 1.65%																
新機構団信（ペア連生団信）	年 1.63%	年 1.83%																
新 3 大疾病付機構団信	年 1.69%	年 1.89%																
団信に加入しない場合	年 1.25%	年 1.45%																
【農漁業、商工支援】																		
農林漁業セーフティネット資金（災害資金）	生産資材、簡易な補修費などの資金、収入減少補てんの資金の融資 ＜融資限度額＞一般＝600 万円、特認＝年間経営費等の 12 分の 6 以内（融資利率 1.90～3.05%、据置 3 年以内、期間 15 年以内）	農業振興課農政係 水産振興課水産振興係	県筑後農林事務所農業振興課 ☎0942-52-5107 県水産局漁業管理課 ☎092-643-3560															
農林漁業施設資金（災害復旧資金）	農漁業施設の復旧、改良、取得等に必要な資金の融資 ＜融資限度額＞1 施設＝300 万円、特認＝600 万円、漁船＝1000 万円（融資利率 1.80～2.80%、据置 3 年以内、期間 15 年以内）																	
県農林漁業災害対策資金	農林漁業セーフティネット資金の借り入れのある人が、資金を追加で借りた場合、利子補給が受けられます。 ＜融資限度額＞500 万円 （融資利率＝特別災害 0.25～0.3%、一般災害 0.5～0.65%、いずれも据置 3 年以内、期間は公庫資金 10 年以内、農協及び信漁連資金 7 年以内） ※いずれも利子補給期間は、貸付実行から 3 年間																	
県中小企業融資制度（緊急経済対策資金）	＜融資限度額＞1 億円 利率 1.30%、保証料率 0.15～1.62%、据置 2 年以内、期間 10 年以内	商工・ブランド振興課 商工係☎73-8765	柳川商工会議所☎73-7000 柳川市商工会☎73-5400															
日本政策金融公庫の貸付（中小企業事業・国民生活事業）	＜貸付限度額＞中小企業事業＝1億 5000 万円、期間 設備 15 年 運転 10 年 国民生活事業＝3000 万円、期間 10 年（いずれも据置 2 年、利率は日本政策金融公庫所定の利率）																	
商工組合中央金庫の貸付（災害復旧資金）	＜貸付限度額＞限度額の定めなし 据置 3 年、期間 設備 20 年 運転 10 年、利率は商工中金所定の利率																	
【その他】																		
NHK 受信料の免除	半壊、床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受診契約を令和 8 年 6 月から令和 8 年 7 月まで免除します。オンラインまたは郵送のいずれかの方法でお手続きができます。	総務課 地域防災係	NHK 受信の窓口ホームページ															